

2018年8月

電気工事店 各位

中部電力株式会社

高圧計器工事に伴う「屋外用計器箱 2L 型」の未払いについて（お詫び）

記

この度、複数の弊社事業場において、高圧計器工事に伴う「屋外用計器箱 2L 型」の未払いが判明いたしました。

今回ご迷惑をおかけした電気工事店の皆さまに深くお詫び申し上げます。

ご迷惑をおかけした電気工事店の皆さまには、すみやかに支払い手続きを実施してまいります。

また、今年度の引込線および内線工事請負契約の更改時（2018年6月21日）に、高圧計器工事に伴う支払いの基本点数へ「屋外用計器箱 2L 型」を反映しております。

今後、同様の事象を発生させないよう、再発防止策の実施・徹底に努めてまいります。

<屋外用計器箱 2L 型の未払いの概算>

	精算対象件数（件）	精算額(円)	精算対象電気工事店数（店）
名古屋	1,005	7,699,305	150
静岡	774	5,929,614	158
三重	1057	8,097,677	88
岐阜	530	4,060,330	115
長野	760	5,822,360	133
東部	837	6,412,257	117
合計	4,963	38,021,543	761

以上

管理番号	09-2-110
体系区分	手引
承認者	架空配電グループ長
制定年月日	2013年6月21日
見直し時期	随時
最終改正	2018年4月16日(第2次改正)

非常災害復旧応援の手引

(中部電気工事協力会連合会)

案

【本手引の改正内容】

蛍光ペン（黄色）は、4月11日開催「安全技術委員会」での協議に基づく改正箇所。

<協議内容（議事録要約）>

本手引の下記内容について条件を細分化してほしい。

- ・県協力が実施する応援の手配は「原則として1店舗2名以上」とあるが、1名しか出せられない店舗もあり、この場合は、応援可能とはならないのか。
- ・作業班の編成にあたっては、「2～3名の作業班を原則として店毎に編成する」とあるが、1店舗1名の応援となった場合、他の工事店との合同作業となるが良いか。

本手引を一部改正しましたので審議をお願いします

中部電気工事協力会連合会

中部電力株式会社 配電部

改 正 履 歴

起案部署名	配電部架空配電グループ
-------	-------------

	改正年月日	改正内容および改正理由	備 考	差替え 確認印
第1回	2013年5月9日	カンパニー制導入にともなう 名称変更を反映		
第2回	2018年4月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地応援者と円滑に連絡できるよう、様式2-3に連絡先記入欄を追加 ・和暦から西暦に変更 ・組織名称の変更を反映 		
第3回				
第4回				
第5回				
第6回				
第7回				
第8回				
第9回				
第10回				

※ 起案箇所は改正時に改正年月日・改正内容および改正理由を記載し配付（文書管理システムへの登録を含む）する。

配付された箇所は、改正年月日・改正内容および改正理由を転記のうえ、差替えを実施し、差替え確認印欄に完了日の日付印を押印する。

目 次

1	目 的.....	1
2	適用範囲.....	1
3	応援業務の内容.....	1
4	応援体制の整備.....	1
5	応援の依頼.....	2
6	応援可能要員の把握と報告.....	2
7	出動要請.....	3
8	応援の実施.....	3
9	支払い.....	4
10	その他.....	4

様 式

- 1 非常災害復旧応援要請書（被災支社→電力本店）
- 2-1 非常災害復旧応援要請書（電力本店→連合会会長（専務理事）、電力支社）
- 2-2 非常災害復旧応援要請回答書
- 2-3 非常災害復旧応援要請回答書（添付資料）
- 3 非常災害復旧動員要請書（電力本店→電力支社）

別 紙

- 1 応援の依頼から出動要請の流れについて

1 目的

この手引は、暴風雨、地震、豪雪、その他これに準ずる非常災害により、中部電力株式会社（以下「電力」という。）の電気工作物に重大な災害が発生した場合または発生のおそれがある場合に、電力が行う応援依頼ならびにこれに対する中部電気工事協力会連合会（以下、「連合会」という。）、電力各支社が引込線および内線工事請負契約を締結した県電気工事協力会（以下、「県協力会」という。）、県協力会が共同受注契約を締結した電気引込工事センター（下請負契約を締結した直営班を含むものとして、以下、「センター」という。）、センターが協力工事店共同受注契約を締結した協力工事店（連合会、県協力会、センター、協力工事店のすべてを総称して「協力会」という。）の応援に関する基本的事項を定め、迅速な復旧体制の確立および効率的な運営を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この手引は、電力の各支社と県協力会が締結する「引込線および内線工事請負契約」に基づいて実施する電力の供給区域における非常災害時の応援業務に適用する。

3 応援業務の内容

応援業務の内容は、以下のとおりとする。

- ・ 引込線の張替工事および変更、取付点改修等の雑工事
- ・ 計器、電磁接触器、T S、S Bの取替とT Sの調整
- ・ 一戸停電修理
- ・ 家屋の絶縁抵抗測定

4 応援体制の整備

協力会は、災害の発生に備え、連絡ルート、連絡方法ならびに電力と協力会双方の連絡責任者について、あらかじめ確認するとともに、動員可能人員の把握および装備・車両の整備を行う。

5 応援の依頼

以下に基づき応援の依頼を行う。なお、全体の業務フローについては、別紙1「応援の依頼から出動要請の流れについて」を参照。

- (1) 電力の支社（被災支社）は、非常災害により電気工作物に重大な被害が発生した場合または発生のおそれがある場合は、様式1「非常災害復旧応援要請書（被災支社→電力本店）」を起票し、電力の本店に災害復旧業務応援を依頼する。

- ・被災支社は、災害復旧業務内容を明確化する。

- ・被災支社は、災害復旧業務内容に基づき、応援編成を明確にする。

＜応援編成の考え方＞

原則として、1店2名以上（含む車両）とする。ただし、災害復旧業務内容が、単独施工が可能な下記工事（内線工事）に限定できる場合に限り、1店舗1名*を可能とする。

- ✓計器、電磁接触器、TS、SBの取替とTSの調整

- ✓一戸停電修理

- ✓家屋の絶縁抵抗測定

※ 被害の全体規模や安全の確認ができ、応援を要請する支社、事業場の配電設備復旧班長が単独出向を認めた場合に限る。

- (2) 電力の本店は、様式1に基づき、様式2-1「非常災害復旧応援要請書（電力本店→連合会会長（専務理事）、電力支社）」を起票し、連合会ならびに電力の各支社へ災害復旧業務応援を依頼する。
- (3) 連合会ならびに電力の各支社は、様式2-1に基づき、県協力会へ災害復旧業務応援を依頼する。

6 応援可能要員の把握と報告

- (1) 県協力会は、様式2-1に基づき、以下により応援者を手配する。

- ・センターおよび協力工事店に所属する満18才以上の電気工事士有資格者

- ・応援編成（1店2名以上 or 1店1名）は、様式2-1に基づく。

- ・ 応援者の服装および装備等は次のとおりとする。

服装	長袖作業服、安全帽、ゴム長靴、低圧ゴム手袋
装備	柱上安全带、腰道具一式、低圧検電器、探見灯、脚立（車両1台につき1脚）、メガ（水害地への応援等必要な場合）
携帯品	自動車運転免許証、電気工事士免許証
材料	ビニールテープ、バインド線

- (2) 県協力会は、様式2-2「非常災害復旧応援要請回答書」、様式2-3「非常災害復旧応援要請回答書(添付資料)」を起票し、電力の支社へ報告する。
- (3) 電力の支社は、様式2-2、2-3の内容を確認し、電力の本店へ報告する。
- (4) 電力の本店は、電力の各支社からの報告を取り纏め、電力の被災支社へ報告する。

7 出動要請

- (1) 電力の本店は、様式3「非常災害復旧動員要請書（電力本店→電力支社）」を起票し、電力の支社へ出動を要請する。
- (2) 電力の支社は、様式3に基づき、県協力会へ出動を要請する。

8 応援の実施

- (1) 応援者は、指定された事業場に到着した際に、店名、人員（氏名）、車両台数および到着時間を報告する。
- (2) 応援者は、作業班を以下のとおり編成する。
 - ・ 2～3名の作業班を原則として店毎に編成する。（安全面および支払いの煩雑をさけるため混成班は避ける）
 - ・ なお、様式2-1に基づき、1店1名の応援要請である場合は、安全面に留意して、計器、電磁接触器、TS、SBの取替とTSの調整、一戸停電修理、家屋の絶縁抵抗測定を行う）
 - ・ 班の責任者を決め業務の連絡に当る。

・腕章、自動車用ステッカー等の装着を行う。

(3) 応援者の施工範囲は、平常時の技能認定に基づく。

(4) 応援者は、電力の依頼を受けたとき、直ちに所要の要員および車両等を出動または待機させ、電力の指示にもとづき、その用務に応ずる。

(5) 応援者は、応援期間中、出社および退社時刻を電力に申し出る。

(6) 電力は、応援者へ業務の実施を依頼する場合は、伝票を起票し指示する。
なお、緊急やむを得ない場合は口頭指示とし、事後必ず文書手続きを行う。

(7) 応援者は、工事種別々の復旧工事数をしゅん伝票に記載し、発注伝票を添付してセンターに出来高報告する。

(7) 電力は、応援者が持参した車両の運転は行わない。

(8) 応援者は、電力の所有する車両の運転は行わない。

9 支払い

県協力会、センター、協力工事店それぞれの契約に基づく支払い手段によって支払いを行う。

10 その他

応援業務は請負契約を前提にしたものであり、労働災害が発生した場合の労働者災害補償保険の手続は、県協力会、センター、協力工事店において行う。